

10月1日から 家庭から出す紙おむつの 排出方法が変わります

10月1日から、紙おむつは、レジ袋など任意の透明または半透明の袋に「おむつ」と明記すれば、「市指定収集袋」や「おむつ専用袋」に入れなくても排出できます。袋の大きさ、排出数の制限などルールを守って排出してください。

排出方法 透明または半透明の袋に「おむつ」と明記し、燃やせるごみの排出日に排出してください。

袋の大きさ 40リットル（大袋）以下

排出制限 1回に出せる量は紙おむつ使用者1人あたり2袋までです。（例：紙おむつを使っている子どもが3人いれば6袋まで排出可能）

※10月1日以降も「おむつ専用袋」は利用できます。「おむつ専用袋」には、「おむつ」と表示する必要があります。

おむつ専用袋を差し上げます

市が保有している「おむつ専用袋」を差し上げます。

受付期間 9月1日（木）～（土・日曜日、祝日を除く）午前9時～正午、午後1時～5時

※袋がなくなり次第終了します。

受付場所 市役所2階201会議室

交付枚数 紙おむつ使用者1人あたり110枚を上限

申込み 生活環境課にある申込書に必要事項を記入してください。

※持ち帰るための袋は、各自でご用意ください。

次の世帯（方）に 平成17年度分のごみ袋（市指定収集袋）をお渡しします

一定枚数を限度として市指定収集袋（廃棄物処理手数料減免袋）をお渡しします。必要な方は申請してください。

区 分		燃やせるごみ用	燃やせないごみ用
①	生活保護を受けている世帯	4人世帯まで 中袋130枚／年 5人世帯以上 大袋130枚／年	4人世帯まで 中袋70枚／年 5人世帯以上 大袋70枚／年
②	配偶者が死亡した母子家庭の方などが受給する遺族基礎年金のうち、旧国民年金法の母子福祉年金又は準母子福祉年金から裁定替えされた遺族基礎年金の受給者で、 <u>年金コードが2750、2850の方</u>	小袋 130枚	小袋 70枚
③	在宅で老齢福祉年金を受給している方（緑色の年金手帳の方）	小袋 130枚	小袋 70枚

*平成18年度から、①から③の世帯（方）に対する減免袋の交付基準日を児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯と同時期（11月）にするため、今年度は14か月分の交付枚数となっています。
（燃やせるごみ用110枚→130枚、燃やせないごみ用60枚→70枚）
*①から③の世帯（方）は、重複はできません。

受付期間 9月1日（木）～30日（金）（土・日曜日、祝日を除く）

受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時

受付場所 市役所2階201会議室

交付枚数 1年分まとめて交付します。

※受付期間を過ぎると月割りで相当量の交付となりますのでご注意ください。

必要な物 印かん、証書（保護決定通知書、遺族基礎年金証書、老齢福祉年金証書）

※持ち帰るための袋は各自でご用意ください。

※平成17年度分（平成17年12月～平成18年11月）の児童扶養手当受給世帯・特別児童扶養手当受給世帯の減免袋の対象の方は、11月中旬に申請を受け付けます。詳しくは、広報はむら11月1日号でお知らせします。

問合せ 生活環境課生活環境係



福祉



敬老金をお届けします

市内にお住まいの対象年齢の方に、長寿をお祝いして敬老金を贈呈します。

9月15日ごろまでに民生委員が該当する方のお宅を訪問してお届けします。

対象年齢（平成17年度中）と支給額

○満70歳の方（昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までに生まれた方）
：5000円

○満77歳の方（昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までに生まれた方）
：1万円

○満88歳の方（大正6年4月2日から大正7年4月1日までに生まれた方）
：1万円

○満95歳の方（明治43年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた方）
：1万円

○満99歳の方（明治39年4月2日から明治40年4月1日までに生まれた方）
：2万円

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

東京都シルバーパスの更新

満70歳以上の都民の方には、申込みにより、都バス、都営地下鉄、都電、

都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」が発行されます。

有効期限が平成17年9月30日までのシルバーパスをお持ちの方は、9月中に更新手続きをしてください。

日時 9月1日（木）～9日（金）・21日（水）
22日（木）午前10時～午後4時（土・日曜日を除く）

会場 市役所1階101会議室

必要書類など

①シルバーパス更新申込書

②住所・氏名・生年月日が確認できる身分証明書（保険証または免許証）

③平成17年9月30日まで有効のパス（すでにパスの交付を受けている方のみ）

④住民税が課税から非課税となった方は「平成17年度住民税非課税証明書」

※②③は、必ずお持ちください。お持ちいただけない場合、更新できません。

※10月1日以降に交付を希望される方は、毎月始めの平日5日間、シルバー人材センター（☎55415131）で受付を行っています。

問合せ

○都バス協会シルバーパス ☎03-5308-6950（午前9時～

午後5時。土・日曜日、祝日を除く）

○東京都福祉保健局在宅支援課臨時案内 ☎03-5320-4177（9月

30日（金）までの午前9時～午後5時。土・日曜日、祝日を除く）

動物公園に無料で入園できます

市内に住所がある70歳以上の方は、動物公園に無料で入園できます。

入園の際に、羽村市に住所があり70歳以上であることが確認できる書類（保険証など）をご提示ください。

※入園のためのパスは発行していません。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

家具転倒防止器具を給付します

70歳以上の高齢者世帯や重度心身障害者のいる世帯などに、地震災害時に家具の転倒を防ぐ器具を給付しています。

転倒防止支柱 たんすなどの上に置き天井と固定します。

転倒防止板 家具の下に敷き安定させます。

対象

①市内在住の70歳以上のひとり暮らしの方または70歳以上の方のみの世帯

②介護保険の要介護認定の結果、要介護3以上の認定を受けた方を在宅で介護している世帯

③身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方がいる世帯

個人負担額 器具購入費用および取り付け費用の1割

給付数 1世帯につき家具転倒防止器具3組まで（一度給付を受けた世帯は対象となりません。）

問合せ 在宅介護支援センターでは、4月から5月に行った高齢者実態調査の結果に基づき、介護予防が必要と考えられる方に、電話や訪問で状況の確認などを行います。

障 受給者証が新しくなります

9月1日から障受給者証が新しくなります。新しい受給者証を8月中旬に送付しました。今までの受給者証は、障害福祉課に返却してください。

住所や保険の種類の變更、転出・死亡・施設入所などで資格がなくなった場合は、必ず障害福祉課へ届け出てください。

交付対象 身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級を含む）、愛の手帳1・2度をお持ちの方

※規定の所得制限額を超える方、65歳以上で新規に障害認定された方、（老

医療受給者証をお持ちで住民税課税の方などは対象となりません。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

介護予防が必要な方に状況確認を行います

在宅介護支援センターでは、4月から5月に行った高齢者実態調査の結果に基づき、介護予防が必要と考えられる方に、電話や訪問で状況の確認などを行います。

※職員は身分証明書を携帯しています。

問合せ 在宅介護支援センター（市役所内） ☎579-7785

申込み・問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係・障害福祉課障害福祉係

日本脳炎予防接種（第Ⅲ期）について

日本脳炎予防接種第Ⅲ期（14～16歳未満）は、法改正により平成17年7月29日をもって廃止されました。

今回の決定は、副反応の報告に伴う接種差し控えとは別です。現在、日本脳炎予防接種は、一部を除き差し控えています。再開が決定した場合は、広報はむら、ホームページでお知らせします。
問合せ 保健センター ☎ 555-1111

保険・年金



国民年金

予期できない障害や死亡（遺族）による所得の喪失もサポート

国民年金は、万一のけがや病気で働けなくなったときや、一家の働き手が亡くなったときなどもサポートします。

老齢基礎年金 原則として65歳から受給できます。希望により60歳から繰り上げて受け取ることもできますが、年金額は減額されます。

障害基礎年金

① 国民年金に加入されている方または加入されていた方（65歳未満）が病気やけがにより、一定の障害状況に

なつた場合に受給できます。

② 20歳前（国民年金加入前）の病気やけがにより、一定の障害状況になつた場合に受給できます。

遺族基礎年金 国民年金に加入されている方または加入されていた方が死亡した場合、その人によって生計を維持されていた遺族（子のある妻または子）が受給できます。その他寡婦年金や死亡一時金などの制度もあります。

※障害基礎年金②以外は一定の納付要件が必要です。

※経済的に保険料の支払いが困難な方は、一定の基準を満たせば保険料が免除および猶予されます。また、その期間は受給資格期間となります。

問合せ 保険年金課国民年金係

子育て



9月のおしゃべり場

テーマ 子ども同士のトラブル

■中央児童館 9月8日（木）■西児童館 9月9日（金）■東児童館 9月20日（火）

※時間はいずれも午前10時～11時30分
申込み・問合せ 電話で子ども家庭支援センターへ（当日参加可） ☎ 5

78-2882

乳幼児医療費助成の申請は9月未まで

義務教育就学前のお子さんが健康保険により診療を受けたとき、医療費の自己負担分を助成します。また申請をしていない方は、9月未までに申請してください。※所得制限があります。

問合せ 子育て支援課子育て支援係

暮らし



「秋の伊豆」宿泊は海の家で

秋の伊豆で、新鮮な海の幸を味わつてみませんか。市では、宿泊料金の一部を助成しています。

契約保養施設

■民宿おく（西伊豆堂ヶ島温泉）

静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1952-2

☎ 0558-52-0624

■民宿巴

静岡県沼津市戸田526

☎ 0558-94-2772

宿泊料 大人（中学生以上）：7500円／子ども（小学生以下）：7000円

※幼児の料金は、各海の家にお問い合わせください。

助成金（1泊につき） 大人：2000円／子ども：1500円

助成対象 市内在住の方

助成限度 同一年度1人2泊まで

宿泊申込 直接海の家へ

問合せ コミュニティセンター ☎ 554-8584／市民生活安全課地域ふれあい係

市長とトーク

身近な暮らしのこと、市役所の仕事、まちづくりのアイデアなど、皆さんのご意見を市長が直接お聴きします。

日程・会場

○9月2日（金）・神明台会館

○9月15日（木）・スポーツセンター

○9月26日（月）・五ノ神会館

○9月28日（水）・小作台西会館

時間 いずれも午後7時～9時

※参加にあたっては、個人の資格でお願いします（団体を代表しての参加はご遠慮ください）。

問合せ 広報広聴課市民相談係

交通安全講習会

日時 9月14日（水）午後7時～8時

（午後6時30分受付開始）

会場 スポーツセンター第一ホール

※駐車場に限りがありますので、車の来場は、なるべくご遠慮ください。

問合せ 市民生活安全課交通・安全係

横田基地の演習

米軍横田基地では、次の日程で演習が行われる予定です。期間中は基地内でのサイレンや放送などが行われることが予想されます。

期 間 9月11日(日)～16日(金)

市はこれらの演習について、基地外に影響を及ぼさないようにすること、演習に関する情報を迅速に提供することなどを、国と米軍横田基地に要請しています。問合せ 広域・協働推進課広域・協働担当

税金



固定資産税

■取りこわし家屋(建物)の届け出を

平成17年中に家屋の全部または一部を取りこわされた方で、その家屋が登記されている場合は、法務局福生出張所(登記所)で家屋の滅失登記をしてください。登記されていない家屋の場合は、課税課資産税係へ取りこわしの届け出をしてください。届け出をしないと、次年度以降も課税される場合があります。

■家屋調査に伺います

平成17年中に新築・増築をした家屋の調査を行っています。これは家屋に使用

われている資材や床面積などから固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。

普段、留守にされている方は、都合のよい日をあらかじめご連絡ください。

■住宅用地などの申告を

市内に土地を所有している方で、次に該当する方は、住宅用地等申告書を提出してください。

平成17年中に…住宅の新築により、土地を新しく住宅用地として使用した方／住宅の取りこわしにより、土地を住宅用地として使用しなくなった方／住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した方／住宅を事業用家屋に用途変更した方
申告先・問合せ 課税課資産税係

審議会の傍聴



第6回使用料等審議会

日 時 9月12日(月)午後2時～(2時間程度)の予定

会 場 市役所4階特別会議室

定 員 10人(希望者多数の場合は抽選)

※直接会場へお越しください。

※日程などは変更する場合がありますので、事前にご確認ください。

問合せ 財政課財政担当

募 集



西多摩衛生組合職員募集

職種・募集人員 一般技術職・若干名

採用予定日 平成18年4月1日

応募資格 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方で、次のいずれかに該当する方

(1)電気工学(電気科)・機械工学(機械科)・環境工学(化学)等の課程を修了

または平成18年3月に修了見込みの方
(2)電気主任技術者・ボイラータービン主任技術者・廃棄物処理技術管理者・公害防止管理者・クレーン5t超などの資格(免許)を有する方

(3)清掃工場での実務経験を有する方
※地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。

※事務系職務への配置換えもあります。

■申込書の配布・応募受付

配布・受付場所 西多摩衛生組合総務課

配布開始 9月5日(月)午前9時～(土・日曜日、祝日を除く)

受付期間 9月12日(月)～21日(水)午前9時～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※受験者本人が必要書類を持参して手続きしてください。

※ホームページからもダウンロードできます。

■試験

試験会場 西多摩衛生組合2階大会議室

○一次試験 10月2日(日)午前9時

○科目 一般教養・適性検査・作文

二次試験 一次試験合格者に通知します。

○科目 面接

問合せ 西多摩衛生組合総務課 ☎55412409

URL <http://www.nishiei.or.jp>

ちょっと待った！

それって、架空請求かも…！

最近の架空請求の手口

携帯電話やパソコンで、出会い系サイトなどを見ているうちに、「会員登録」と表示され、高額な入会金や利用料を請求されるケースが増えています。

対 策

突然届いた見知らぬメールは開かない。記載されているURLにはアクセスしない。「会員登録」の画面が出て、相手に連絡をしない。メールを送ったりすると相手の思うつぼです。

ご相談を

- 東京都消費生活総合センター架空請求専門相談電話
☎03-3235-2400 (月～金曜日。祝日を除く。午前9時～午後5時)
- 警視庁総合相談センター
☎03-3501-0110(月～金曜日。祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分)
- 羽村市消費生活相談
☎042-555-1111 (月～金曜日。祝日を除く。午前9時～午後4時)